中土佐町がけくずれ住家等防災対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中土佐町補助金交付規則(平成18年1月1日規則第37号。以下「規則」という。)の規定に基づき、中土佐町がけくずれ住家等防災対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 近年多く見られる局地的な豪雨や、地震等でがけくずれ等の災害が発生し、 又は発生する恐れのある場合に他制度の採択要件に満たない、がけくずれ対策事業 費を助成することにより、町民の身体、生命、財産を守り、安全を図ることを目的 とする。

(補助対象事業及び補助率)

- 第3条 補助対象事業は別表第1のとおりとする。
- 2 補助率は別表第2のとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、 算出された補助金の交付額の合計額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を 切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第4条 対象となる者は、中土佐町の住民基本台帳に記されているもので、納税等の 町民としての義務を誠実に果たしている個人とする。

(排除措置対象者の排除)

- 第5条 町長は、補助金の交付を受けようとする者が、排除措置対象者(中土佐町の 事務及び事業における暴力団排除に関する規則(平成24年中土佐町規則第26号) 第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者をいう。以下同じ。)に該当すると 認めた場合は、当該排除措置対象者に補助金の交付を行わないものとする。
- 2 町長が、補助金の交付を受けた者が排除措置対象者に該当すると認めた場合は、当 該排除措置対象者に係る補助金の交付を取り消し、又は既に交付されている補助金 の返還を命ずることができる。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(<u>様式第1号</u>) に必要書類等を添付し、町長に提出しなければならない。
- 2 見積書については、中土佐町内に事業所(支店、営業所を含む。)のある建設業許可を有し、町の指名競争入札の参加資格を得ている事業者が作成したものを添付するものとする。

(補助金の交付の決定の通知)

- 第7条 町長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に補助金交付決定通知書 (様式第2号) により通知するものとする。また不適当と認められたときは補助金交付申請却下通知書 (様式第3号) により通知するものとする。
- 2 交付決定額については、中土佐町内に事業所(支店、営業所を含む。)のある建設 業許可を有し、町の指名競争入札の参加資格を得ている事業者からの見積書を用い て決定する。

(補助金の交付の条件)

- 第8条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、申請者(以下「補助事業者」)は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 補助金を補助金対象事業以外に使用しないこと。
 - (2) 施工場所に補助事業者以外の土地がある場合は、補助事業者の責任においてその土地について当該権利者の承諾を受けること。
 - (3) 補助事業として請負施工する場合は、中土佐町内に事業所(支店、営業所を含む。)のある建設業許可を有し、町の指名競争入札の参加資格を得ている事業者に請負施工させるものとする。
 - (4) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をする場合は、事前に計画変 更承認申請書(様式第4号)を提出して町長の承認を受けること。
 - (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業中止又は廃止届 (様式第5号)を提出して町長の承認を受けること。
 - (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について必要と認める事項

(事業着手届)

第9条 補助事業者は、補助対象事業に着手したときは遅滞なく補助事業着手届(<u>様</u> <u>式第6号</u>)を提出しなければならない。

(状況報告、調査及び指示)

- 第10条 町長は、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うものと する。ただし、町長が特に必要がないと認めるものについては、これを省略するこ とができる。
- 2 町長は、<u>前項</u>の報告及び調査又は町監査委員の監査の結果により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 3 町長は、補助事業者が<u>前項</u>の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助 事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- 4 <u>前項</u>の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該補助金の交付の決定の 内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を採らないときは、当該補助金 の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するものとする。

(事業完了届及び実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業完了後速やかに補助事業完了届(<u>様式第7</u>号)及び補助金実績報告書(様式第8号)を提出しなければならない。
- 2 <u>前項</u>の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日又は 会計年度が終了した日から1箇月以内に行うものとする。ただし、町長が特に必要 があると認めた場合は、この期日を繰り下げることがある。

(補助金額の確定)

第12条 町長は、<u>前条</u>の報告を受けたときは、当該報告書に係る書類の審査及び現地確認等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>様式第</u>9号により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとし、補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(<u>様式</u> 第10号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の請求を受けた場合は、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付の決定の取消し等)

- 第14条 町長は、補助事業者が<u>次の各号</u>のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
 - (1) この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
 - (2) 第10条の規定に基づく町長の報告若しくは調査の求めに応じず、又は指示に 従わなかったとき。
 - (3) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は工事に関し不正の行為があったとき
 - (4) そのほか補助金の交付が不適当と認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が 別に定める。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。